

### 3. 筑後国府跡の価値と構成要素

保存活用計画で示した筑後国府跡が有する多面的な価値を再掲するとともに、価値を構成する要素等を再整理する。

#### (1) 筑後国府跡の価値

筑後国府跡は、国指定史跡にも認められた本質的価値を有している。さらに、現在の土地利用状況から分かるように、史跡指定地の一部は住宅地における貴重なオープンスペースとなっており、今後の活用において市民をはじめとした多くの人々が享受することができる価値として、まちづくりの観点に立った現代的価値も有している。

##### 1) 本質的価値

筑後国府跡は、律令国家の確立期から中世に至る政治状況の変遷を示す遺跡であるとともに、本市の都市形成の原点を物語る遺跡である。また、全国の国府研究のモデルとなる遺跡として、わが国の歴史上・学術研究上重要な本質的価値を有している。

##### ①律令国家の確立期から中世に至る政治状況の変遷を示す遺跡

筑後国府に遡る官衙である前身官衙は、7世紀中頃に東アジアの国際的な情勢の影響下で、筑紫平野における大宰府防衛の拠点として設置された。

この軍事的性格を踏襲し、7世紀末に筑後国成立とともに誕生したのが筑後国府のⅠ期政庁である。以後、地方支配の拠点として行政府の役割を担うことになる。

8世紀中頃になると、九州を統括した大宰府に倣ってⅡ期政庁が造営された。これに併設された国司館では元慶7年(883)に国司殺害事件が起こっている。土地制度の崩壊を象徴するこの事件ののち、Ⅱ期政庁は10世紀中頃に焼失することとなる。

その後、藤原純友の乱によって情勢が不安定であった大宰府への警戒強化等のため、Ⅲ期政庁が造られた。Ⅲ期政庁は諸国の国府が廃絶する中で全国最大規模となる威容を誇るとともに、その東側には鎌水遺構が検出された在国司居屋敷が営まれている。

11世紀後半を迎え、御井町字横道周辺へと移転したⅣ期政庁は、『筑後国検交替使実録帳』によれば「無実・破損」となりながらも、13世紀前半の武家社会の胎動期まで存続したと推察される。

このように、筑後国府跡は約500年間にわたる成立過程からその後の盛衰までを、政治状況の変遷の中で理解できる日本国内でも極めて稀な遺跡として重要である。

##### ②都市形成の原点を物語る遺跡

筑後国府の中核施設であった政庁は、筑後川と高良川に近い枝光台地端部から、筑後一ノ宮である高良大社が鎮座する高良山方面へと三度移転している。この移転距離はわずか1kmであり、筑後国の政庁が、500年もの長い年月、限られた範囲に設置され続けた事実は、合川の地が筑後地域の都市形成、統治・行政機能を考える上で重要な拠点であったことを物語っている。

筑後国府を中心に成立していた都市としての拠点性は、筑後国府がその役割を終えた後、高良山西麓に位置する筑後府中へと引き継がれている。筑後府中は高良大社の門前町としての性格をもった中世都市へと発展し、近世には、薩摩坊ノ津街道が整備されたことで、明治初期まで宿場町としての役割も担った。

現代に至り本市は九州自動車道、国道、鉄道などの交通網が発達するとともに、居住性の向上と商業施設等の充実が図られ、人々が集う大きな街となった。

古代合川の地に花開いた都市としての拠点性は現在の久留米市へと受け継がれ、今なお福岡県南部の中心都市として発展し続けている。

### ③全国の国府研究のモデルとなる遺跡

昭和36年（1961）の九州大学による発掘調査に端を発し、以後、本市は半世紀以上にわたり筑後国府跡の調査に取り組んできた。長年の調査によって、政庁、国司館および関連施設などに関する遺構・遺物が1000余年の時を超えて良好な状態で残っていることが判明し、多くの研究成果を生んできた。

例えば、政庁周辺に国司館、曹司および工房などの諸施設と、それらを結ぶ古代の道路等の存在が明らかとなっている。これらの発見は、国府域の具体的な範囲等を示すとともに、筑後国府がまさに古代都市と呼ぶにふさわしい様相を呈していたことを今に伝えている。

また、筑後国府跡からは、豊富な遺物も発掘されている。これらの遺物は、筑後川に近接した交通の結節点に選地された筑後国府が水陸交通を介して他国や海外と結ばれ、人々の交流・交易を促がし、筑後国の政治、経済、文化の中心となった地方都市であったことの物証である。

良好な考古資料の発見と蓄積は、上記のほか古代地方官衙の構造や変遷、在地社会をめぐる研究等に大いに役立っており、現在、筑後国府跡は全国の国府研究のモデルになっている。

## 2) 現代的価値

### 郷土愛を育み、今後のまちづくりにも寄与する遺跡

住宅地内に広大なオープンスペースとして存在する史跡指定地は、郷土愛を育み、ひとづくり、まちづくりにつながる遺跡として、今後磨き、高めていくべき現代的価値を有している。

多くの人々が筑後国府跡を訪れ、オープンスペースを利活用することは、市民や地域住民に郷土に対する愛着と誇りをもたらすと同時に、筑後国府跡の価値を知り、次世代へ守り伝えていく契機となると考える。また、この地は筑後川の水と高良山の緑に囲まれた自然環境の中にあつて、市内でも有数の歴史遺産の宝庫である。今後は、筑後国府跡とこれら歴史遺産を市民や地域住民とともに一体的に活用していくことが、本市のひとづくり、まちづくりにつながると期待される。

## (2) 構成要素

保存活用すべき対象と、保存活用之际し調和を図るべき対象を明確にするため、筑後国府跡の価値を踏まえ、筑後国府跡の構成要素を分類し、整理する。

### 1) 構成要素の分類

筑後国府跡に関わる様々な要素を以下の5つに分類する(図3-3-1)。

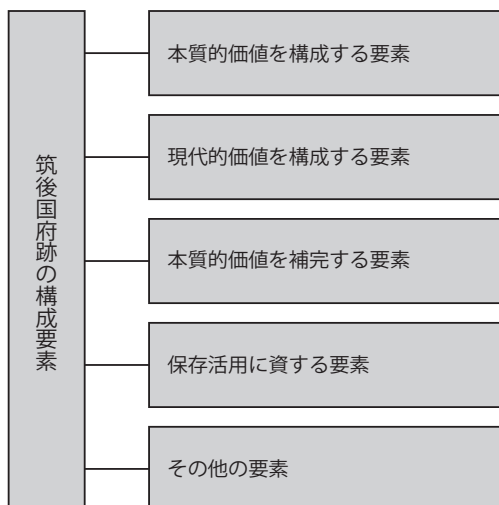


図 3-3-1 筑後国府跡の構成要素

### 2) 構成要素の整理

構成要素の分類を踏まえ、筑後国府跡の構成要素を主な整備対象範囲(史跡指定地と隣接する市有地の一部)、保護を要する範囲およびその他の範囲の3つの区域に分けて整理する(表3-3-1、図3-3-2から図3-3-7)。

なお、保護を要する範囲とその他の範囲については、大部分が民有地であることから、本質的価値を構成する要素と本質的価値を補完する要素のみについて整理する。

表 3-3-1 構成要素一覧

|        |                             |              |   |
|--------|-----------------------------|--------------|---|
| 計画対象範囲 | 主な整備対象範囲（史跡指定地内と隣接する市有地の一部） | 本質的価値を構成する要素 | [遺構・遺物]<br>・政庁や国司館を構成する遺構・遺物<br>（掘立柱建物、柵列、門、築地、溝、空閑地等）<br>・上記以外の古代の遺構・遺物<br>（竪穴建物、掘立柱建物、柵列、道路、門、溝、空閑地等）   |
|        |                             | 現代的価値を構成する要素 | ・オープンスペース   |
|        |                             | 本質的価値を補完する要素 | [遺構・遺物]<br>・縄文時代・弥生時代・中世・近世の遺構・遺物   |
|        |                             | 保存活用に資する要素   | [サイン]<br>・説明板<br>・史跡標柱<br>[保存施設]<br>・防護柵、車止め  |
|        |                             | その他の要素       | [植生]<br>・樹木・樹林<br>・田畑<br>[宗教施設]<br>・墓地・地蔵等<br>[建築物]※住宅関連<br>・住宅<br>・倉庫等<br>[工作物]<br>・擁壁、塀・柵、生垣、電柱、道路標識、カーブミラー等<br>[土木構造物]<br>・道路、水路、盛土、切土等<br>[地下埋設物]<br>・上下水道管、ガス管 |
|        | 保護を要する範囲                    | 本質的価値を構成する要素 | [遺構・遺物]<br>・掘立柱建物、道路、門、築地、溝、空閑地等  |
|        |                             | 本質的価値を補完する要素 | [遺構・遺物]<br>・縄文時代・弥生時代・中世・近世の遺構・遺物   |
|        | その他の範囲                      | 本質的価値を補完する要素 | [遺構・遺物]<br>・古代の道路、溝等<br>・縄文時代・弥生時代・中世・近世の遺構・遺物<br>[自然地形]<br>・断層崖、湧水地点、谷地形<br>[宗教施設]<br>・八竜神社、味水御井神社<br>[その他]<br>・ケイネン堀  |



①前身官衙地区：中心施設



②Ⅰ期政庁地区：脇殿



③Ⅰ期政庁地区：築地基底部



④Ⅱ期政庁地区：築地基底部



⑤Ⅲ期政庁地区：西第2脇殿と陸橋



⑥Ⅲ期政庁地区：八脚門



⑦Ⅳ期政庁地区：政庁域（整備後）



⑧国司館地区：築地



⑨在国司居屋敷地区：鑿水遺構



⑩ケイネン堀



⑪東限大溝湧水地点



⑫八竜神社



⑬味水御井神社と湧水地点



⑭八竜神社前：史跡標柱



⑮国司館地区：説明板と史跡標柱



⑯前身官衙地区：木柵と車止め



国司館地区出土：墨書土器「守館」

図 3-3-2 本質的価値を構成する要素、本質的価値を補完する要素、保存活用に資する要素の主な構成要素の写真



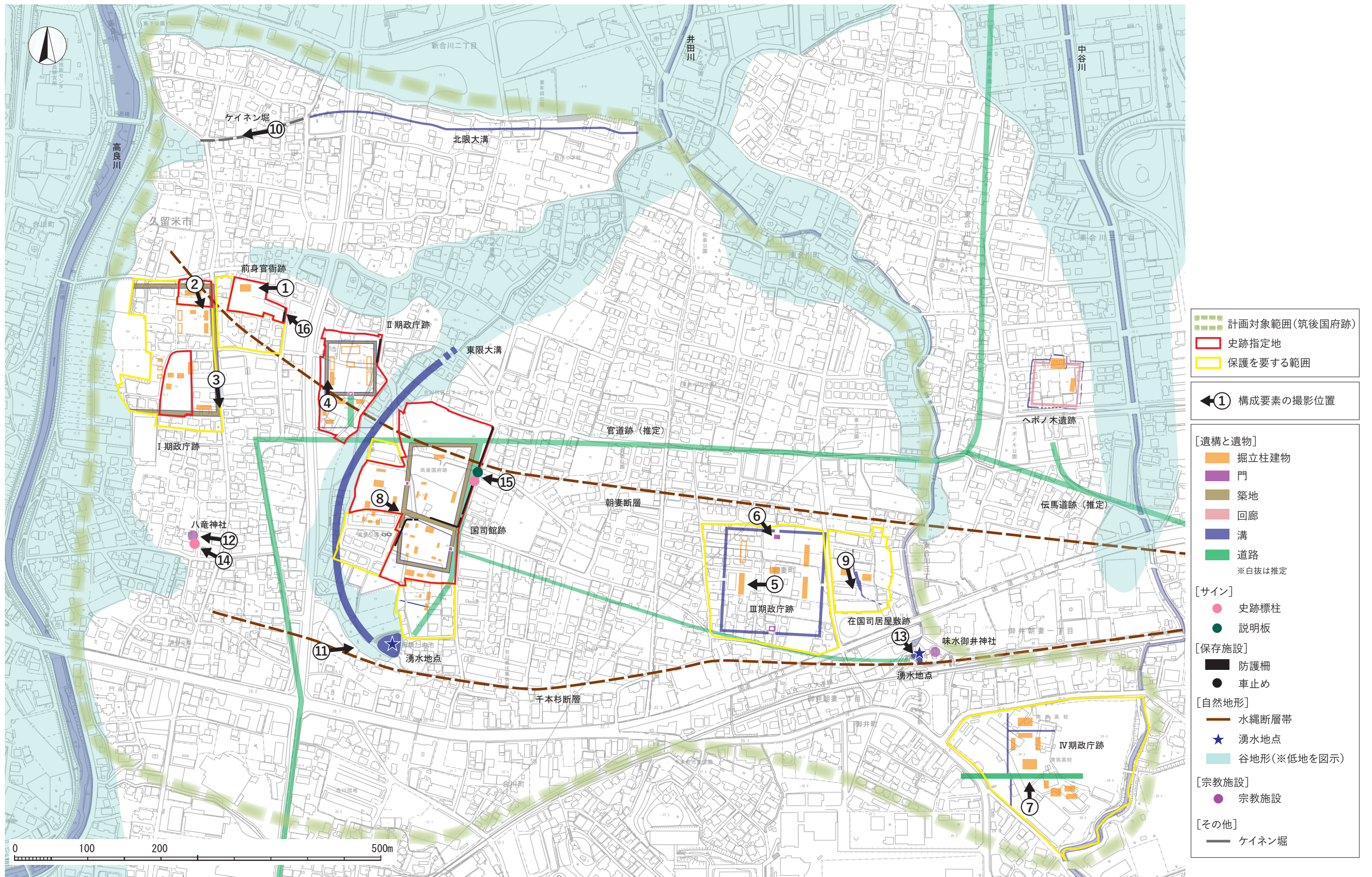


図 3-3-3 本質的価値を構成する要素、本質的価値を補完する要素、保存活用に資する要素の主な構成要素の分布図 (1/5,000)



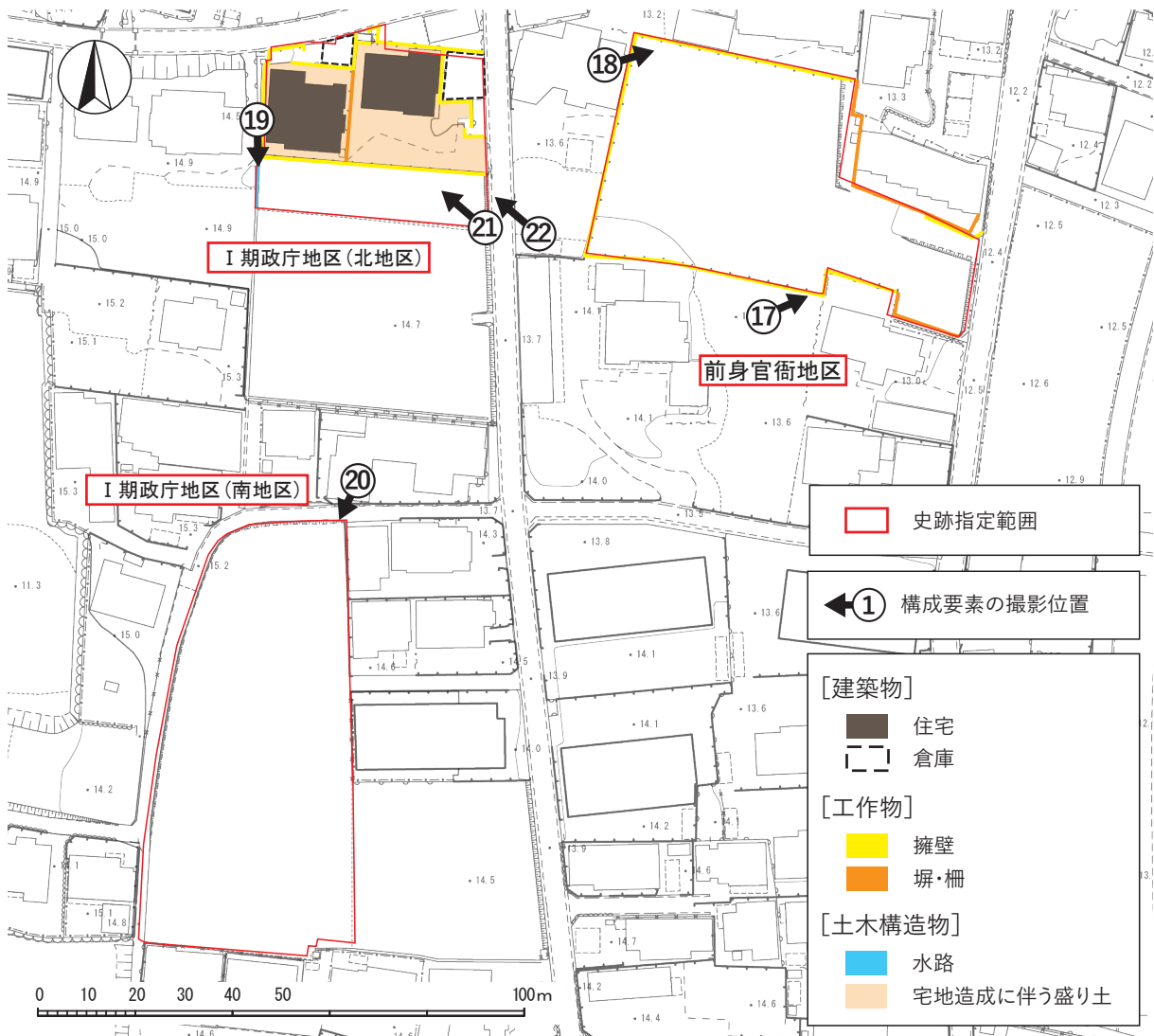


図 3-3-4 その他の要素分布図（前身官衙地区、I期政庁地区）（1/1,500）



図 3-3-5 その他の要素の写真（前身官衙地区、I期政庁地区）

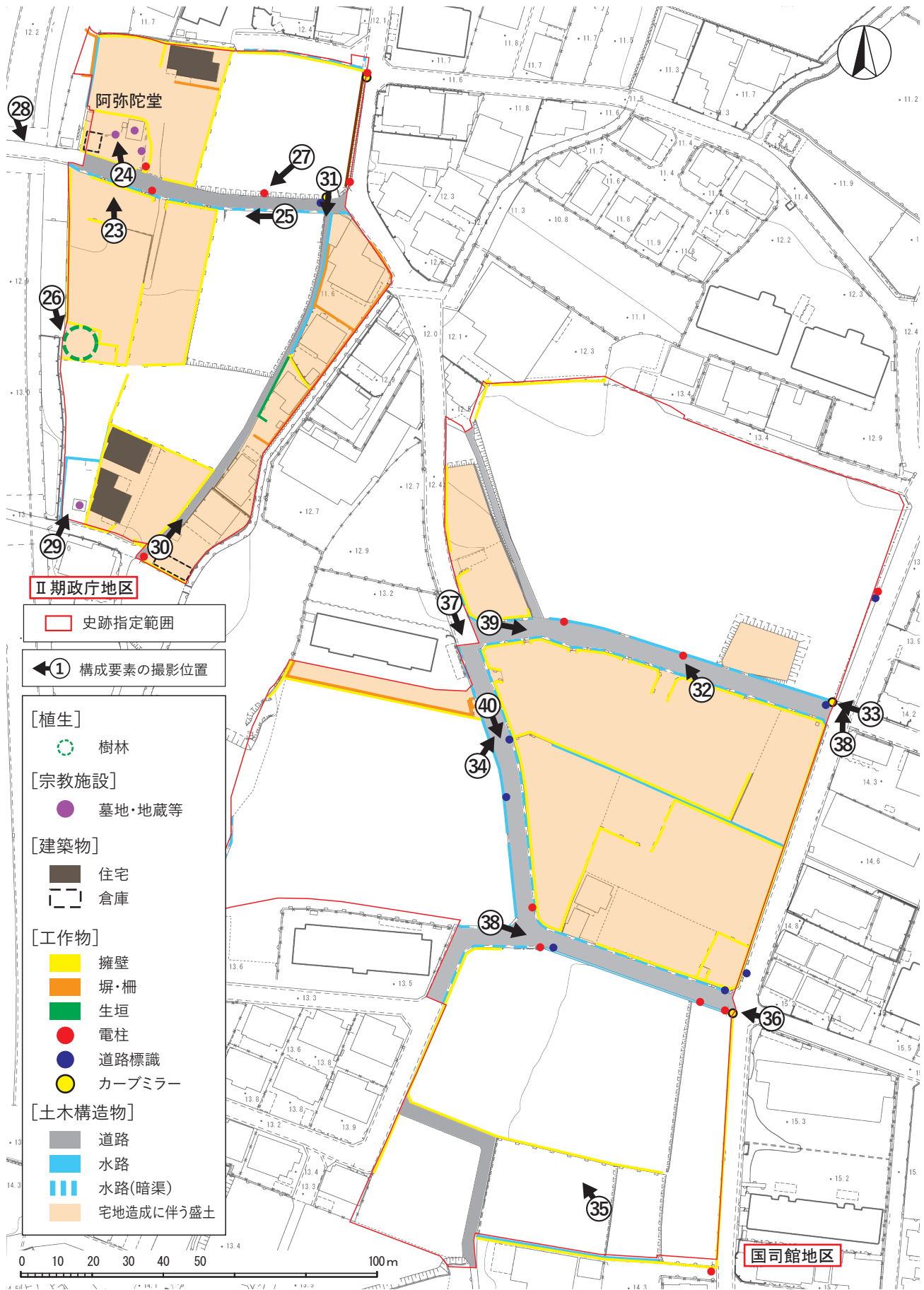


図 3-3-6 その他の要素分布図 (II期政庁地区、国司館地区) (1/1,500)



⑳Ⅱ期政庁地区：宗教施設



㉑Ⅱ期政庁地区：宗教施設



㉒Ⅱ期政庁地区：盛土と擁壁



㉓Ⅱ期政庁地区：樹林



㉔Ⅱ期政庁地区：電柱



㉕Ⅱ期政庁地区：都市計画道路



㉖Ⅱ期政庁地区：墓地



㉗Ⅱ期政庁地区：里道



㉘Ⅱ期政庁地区：里道と水路



㉙国司館地区：電柱



㉚国司館地区：水路



㉛国司館地区：盛土と擁壁



㉜国司館地区：擁壁



㉝国司館地区：カーブミラー



㉞国司館地区：市道



㉟国司館地区：市道



㊱国司館地区：市道



㊲国司館地区：道路標識

図 3-3-7 その他の要素の写真（Ⅱ期政庁地区、国司館地区）